

第3章

緑に関する施策展開

1 各主体の役割

緑の施策は、県、市町村、県民・市民団体・企業等の各主体が連携・相互支援を図りながら推進することが必要です。

【県の役割】

埼玉県は、県が管理する公共空間の緑を充実させ、市町村や県民・市民団体・企業等と連携した広域的な緑の形成を推進するとともに、多様な主体による緑づくりを支援します。

- ◎ 広域的な緑の保全と創出
 - 県と市町村連携による効果的・効率的な緑の保全・創出の推進
 - 複数の市町村にまたがる地域制緑地や自然公園の保全
 - 地域制緑地や条例など制度的に担保された緑の確保
 - 生き物の移動や流域治水など広域的に重要な緑の機能発揮のための緑づくりの推進
- ◎ 市町村事業への支援
 - 緑の基本計画の策定に対する技術的な支援
 - 市町村が行う緑の保全・創出・活用に対する支援
 - 県内の緑に関するデータ（緑被状況、県民意識等）の継続的な収集、分析及び提供
 - 市町村等による先進的な取組に対する評価と全県的な共有
- ◎ モデル的・先導的な取組
 - 民有地における緑の保全・創出・活用を支援する仕組みづくり
 - 県民・団体・企業等の参画を促す情報の提供

【市町村の役割】

各市町村は、主体となって地域の緑地の保全・創出・活用を行い、各々が管理する公共空間の緑の充実を図るとともに、県や県民・団体・企業等と連携した地域の緑の保全・創出・活用の推進や多様な主体による活動を支援するなどの取組が求められます。

- ◎ 地域の総合的な緑づくり
 - 本計画と整合のとれた計画や方針の策定
 - 地域にとって重要な緑の保全
 - 県民が利用したり、親しんだりできる緑の空間の創出
 - 公共施設の緑の充実
 - 確保した緑に対する適切な保全管理
 - 地域住民の緑に対するニーズの把握
- ◎ 広域的な緑づくりへの協力・推進
 - 市町村域をまたぐ緑地に対する、近隣市町村と連携した保全活用の推進
 - 雨水貯留・浸透機能の拡充による流域治水の推進
 - 周辺地域の緑とのつながりを意識した緑の配置、ネットワークの構築
- ◎ 県民・団体・企業等への支援
 - 県民・団体・企業等が取り組む活動への支援や仕組みづくり

- 県民・団体・企業等の参画を促す情報の提供

【県民・団体・企業等の役割】

県民や企業は、既存制度や行政等からの支援・誘導施策を背景に、自発的な緑の保全・創出・活用に向けた取組が求められます。

- 既存の緑の保全
- まとまった緑の創出と維持管理
- 県民が利用したり、親しんだりできる緑の空間の創出
- 緑の保全・創出を通じたまちづくり活動などへの展開
- 暮らしを支える緑の価値の共有
- 積極的な緑の利活用の促進
- 継続的な緑の保全管理への積極的な参画

2 基本方針及び施策展開

緑の将来像「多様で豊かな緑と共生する『埼玉』」を実現するため、次の3つを基本方針として取組を進めます。保全・創出された緑の価値は、人の活用を通じてその価値が高まります。緑の活用は、保全・創出の機運をさらに高めます。このような好循環を促進するため、緑を保全・創出・活用する施策を横断的に進めます。

緑に関する取組は5年間で完結するものではありません。そこで「緑の現在地と、2030年、その先への眼差し」として、将来も見据えながら施策を展開していきます。

基本方針1 緑を保全する

緑の持続性を確保するには、その減少を可能な限り食い止めるためにも現在残されている貴重な緑を保全することが重要です。

このため、緑を保全する施策を積極的に展開していきます。

本県は、緑豊かな秩父の山地や丘陵、三^{さん}富^{とみ}地域や見沼^{たんぼ}田圃といった優れた自然環境に恵まれています。しかし、近年の都市化の進展などにより、平地林など身近な緑が減少しています。雨水貯留・浸透機能を有する緑地や、周辺の緑とつながりを意識したエコロジカルネットワークの形成に寄与する緑地については、重要性が増しています。緑の持続性を確保するため、優れた自然環境や生物多様性の保全につながる貴重な緑を守り、市町村や団体・企業等と連携して保全・活用に取り組んでいきます。

【指標】

| | 令和2年度 | 目標値(令和8年度) |
|---------|-------|------------|
| 緑の保全面積* | 557ha | 569ha |

*特別緑地保全地区の指定、緑のトラスト保全地、公有地化、ふるさとの緑の景観地指定等の合計面積

1 指標の定義

特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化をした面積、ふるさとの緑の景観地指定面積等の合計面積をいいます。

2 指標の選定理由

県条例に基づき指定しているふるさとの緑の景観地、特別緑地保全地区等の地域制緑地及び緑のトラスト保全地等、県として保全すべき緑地について公有地化等により持続性を確保するため、この指標を定めました。

【施策】

(1)地域制緑地の指定・拡大、公有地化等による緑の保全の促進

県と市町村は、緑地の機能評価を踏まえ価値を共有した上で、良好な自然環境や豊かな生態系を形成して埼玉らしさを感じさせる平地林、グリーンインフラとして多様な機能を有してまちの魅力向上に資する緑地など広域的な視点から保全の必要性が高い箇所について、土地所有者の理解を得ながら地域制緑地の指定を促進していきます。また、「ふるさとの緑の景観地」をはじめ保全の必要性・緊急性が高く、市町村の「緑の基本計画」等に位置付けられている緑地などを市町村や環境団体と連携・協働して公有地化を図ります。

◆地域制緑地

- 特別緑地保全地区
- 近郊緑地特別保全地区
- ふるさとの緑の景観地 など

(2)多様な主体と連携した「ふるさとの緑の景観地」等の保全・活用

県と市町村が緑地の機能評価を踏まえ価値を共有した上で、複数の市町村にまたがる広域的に重要な緑地については、隣接市町村の連携によって一体的な保全・活用が図られるよう、県から積極的に働きかけます。

地域における緑の価値を高めるには、その緑地が適切に保全され、活用されていることが肝要です。そこで、土地所有者・市町村・市民団体が連携・協働して緑地を保全・活用する「市民管理協定制度」などの取組を支援します。また、市町村や団体・企業と連携し、「ふるさとの緑の景観地」をはじめとする緑地の保全・活用を促す新たな仕組みの構築を図ります。

森林資源を適切に保全・活用するため、市町村による森林環境譲与税を活用した森林の整備を促進します。

(3)さいたま緑のトラスト運動の推進

優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として未永く保存していくため、さいたま緑のトラスト運動を展開します。

運動を推進するため、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会と連携し、トラスト保全地の適切な保全管理を図り、保全管理の担い手であるボランティアスタッフの確保・育成を進めます。

また、トラスト保全地を積極的に活用するため、協会のボランティアスタッフと協力し、自然観察会や探鳥会、クラフト工作等のイベントを開催するとともに、企業・学校等に保全体験活動の場として提供します。

(4)生物多様性に配慮した緑地の確保

公園緑地や平地林等の緑地は、野生生物が生息しやすい環境をもたらす、生物多様性の保全に貢献しています。こうした自然環境を保全するとともに、分断されないようにつなげるためには、生物の移動経路を確保することが重要となります。また、生物多様性の保全には、人の関わりも重要であり、

より一層、県民の理解と関心を高め、生物多様性の保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化を図ります。

(5)CO₂吸収源としての緑地の保全と適切な管理

緑はCO₂を吸収し固定化することにより 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献することができます。また、都市部における緑は、ヒートアイランド現象を緩和します。そのため、ふるさとの緑の景観地や公有地化した身近な緑に対して、適切な管理を実施し、CO₂吸収源としての機能やヒートアイランド現象を緩和する機能を最大限発揮させます。

緑の現在地と、2030 年、その先への眼差し①

埼玉県や市町村がそれぞれの制度を活用し、地域制緑地の指定や公有地化等によって、まとまりある緑を保全してきました。大規模な緑地は複数の市町村に跨っている場合も多く、それぞれの市町村が足並みを揃えながら緑地を保全していく必要がありますが、複数自治体による一体的な保全や活用が実現している緑地は多くありません。そのため、緑の機能評価を行うとともに、本計画で地域別の緑の方向性を示したところです。

緑は多様な機能を有しており、ある場所の緑を保全することの恩恵は、その場所周辺に限るものではありません。降った雨を貯留・浸透させる機能は、雨が降った場所とは離れた場所における水害の被害軽減に貢献することもあります。まとまりのある緑は、生き物の貴重な移動経路ともなります。非常時には雨水の流出を抑える役割を果たし、平常時には、市街地において貴重な緑の空間として、県民に憩いを提供する役割も果たすことができます。

複数の自治体が連携しながら、緑の保全や活用を広域的に進めていくことが容易な状況ではありませんが、将来を見据え、実効性のある連携の在り方について検討していきます。

また、自治体だけでなく団体や企業など多様な主体による効果的な連携体制を構築し、平地林をはじめとする緑の保全や活用を促進していきます。

基本方針2 緑を創出する

緑が人々の生活範囲に空間的に近いところに存在するだけでなく、暮らしの中で見たり触れたりできるなど、心理的にもより身近なものとする必要があります。

新たな緑を創出するため、緑化計画届出制度を適正に運用するとともに、公共施設など身近な場所の緑化や壁面・屋上などにおける公開性が高く質の高い緑化を支援していきます。

また、他の模範となる優良な緑化計画については表彰し、好事例として周知します。

なお、外来種を用いた緑化が増加すると、生態系に様々な影響を引き起こすおそれがあります。そのため、緑化を行う場合は在来植物を用いるなど、地域固有の自然環境を損なわないよう留意しながら進めていく必要があります。

【指標】

| | 目標値(令和4年度～8年度) |
|---------|----------------|
| 緑の創出面積* | 250ha |

*県や市町村の条例に基づく「緑化計画届出制度」等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる緑の創出面積の合計

1 指標の定義

県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる緑の創出面積の合計で、毎年50haを目標値に設定しました。

2 指標の選定理由

自然を守り、緑を育てることは重要であり、緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標としました。

【施策】

(1)緑化計画届出制度の適切な運用

都市における緑地の減少は、防災機能の低下や生活にゆとりと潤いを与える良好な自然環境の喪失をもたらすだけでなく、ヒートアイランド現象などを発生させる原因にもなっています。

このため、都市の公的空間の緑化を推進していく一方で、緑地が少ない市街地の民有地等の緑化を促進する必要があります。

そこで、緑を増やし、都市環境の更なる改善を図るとともに、緑豊かな街並みを創出するために、緑化計画届出制度を適切に運用します。

さらに、優良事例については「優良緑化計画」として認定し、その中で特に優れたものを表彰します。

(2)屋上緑化や壁面緑化等の促進

建物が密集した都市部で新たな緑を創出していくためには、様々な創意と工夫による緑化を促進していく必要があります。

このため、公開性が高い場所における屋上・壁面・空地緑化等の様々な手法や優れた事例を紹介するなど、多様な緑化の普及・啓発に努めます。

(3)公共施設など身近な場所の緑化

身近な場所における緑を創出するためには、緑化が可能なスペースの活用が必要です。
このため、地域のランドマークとなる公共施設や商業施設などの緑化を促進します。

①公開性が高く、賑わいのある施設の緑化

鉄道駅周辺や商業施設は、人々が多く利用する場所であることから、人々の目を楽しませ、憩わせる快適な緑や、人々の活動を誘発する緑など、質の高い緑の創出が求められます。

市町村の緑の基本計画等の下、公開性が高く、人々が集う緑豊かな空間の創出を支援します。

②子供たちが日常的に親しめる緑の創出

幼い頃から緑にふれあう環境を整備し、県民の環境意識の醸成を図るため、幼稚園・保育所等の園庭や、小中学校・高等学校等の校庭の芝生化を支援します。

また、芝生の適切な維持管理のため、地域コミュニティとの連携や子供たちも参加できる体制づくりを促進します。

さらに、学校等における子供たちによる植樹などの緑化活動を支援します。

③県営公園の再整備

都市公園の整備、リニューアルにあたっては、各公園の特色を活かしながら、子供から高齢者まで様々な世代が交流し、健康づくりや生涯学習の場になるなど、時代の変化や利用者ニーズに対応していきます。また、既存公園の樹木の適切な管理を行うとともに、緑の更新や創出に際しては県民との連携・協働した緑の充実を行う等、一層県民から愛される都市公園の整備に取り組んでいきます。

④道路緑化及び河川環境保全

都市部に優れた景観を創り出すため、街路樹などの整備・保全に取り組んでいきます。

また、河川環境を保全し、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進します。

市町村の緑の基本計画等の下、重点的な緑化や緑地保全を行う取組に対して、特に積極的な支援を図ります。

緑の現在地と、2030年、その先への眼差し②

これまで公共施設、民間施設ともに緑化を促進し、都市部の緑の創出を進めてきました。鉄道沿いや県南部を中心に、東西方向の緑のつながりを形成するためには、市街地部の緑化を一層推進する必要があります。県民意識からは緑の中でも特に、暮らしに身近で、目に見えたり、触れたり、遊んだりできる緑を重視していることがうかがえます。

創出する緑が、県民の暮らしの質を高め、都市の魅力の向上にもつながるものとなるよう、市町村と連携し、環境のみならず、社会、経済の視点からも多様な機能を発揮する緑の創出とその保全に努めていきます。これらの身近な緑の管理水準を高く維持し続けていくため、県民・団体・企業等の様々な担い手の育成を図ります。

基本方針3 緑を活用する

緑について県民の関心を高め、理解を深めるには、その価値や重要性を発信していくことに加え、身近な緑が様々な担い手により保全・創出され、広く活用されていることが肝要です。

そこで、県民との連携・協働による保全・創出・活用の体制や仕組みづくりを進め、県民、ボランティア団体、企業、県や市町村等、多様な主体が連携し、緑の保全・創出等を行う活動を拡充するための支援や、新たな担い手の育成に取り組んでいきます。

【指標】

| | 令和2年度 | 目標値(令和8年度) |
|---------------------|---------|------------|
| 埼玉みどりのポータルサイトアクセス数* | 17,000回 | 35,000回※ |

*ポータルサイトにアクセスしてから退出するまでを1とカウント。

1 指標の定義

令和2年度に開設した「埼玉みどりのポータルサイト」の年間アクセス数です。令和2年度の実績値を踏まえ、更なる広がりを目指して設定。

2 指標の選定理由

「埼玉みどりのポータルサイト」は緑地やイベント情報、団体の活動紹介など、埼玉の緑に関する情報を一元化しており、団体等の情報発信の場としても活用されています。

同サイトのアクセス数増加は、県民が緑にふれあう機会の創出、多様な主体が緑を様々な方法で活用する契機となることから、この指標としました。

【施策】

(1)担い手の育成と活動支援（保全・創出・活用）

豊かな自然を次の世代へ引き継ぐため、県民、企業・団体が参加する「彩の国みどりのサポーターズクラブ」など、緑の保全・創出・活用等の活動に対する支援を実施します。

「埼玉みどりのポータルサイト」を活用して活動団体について広く紹介するとともに、各団体相互の交流を促進します。

また、活動の担い手であるボランティア等のスキルアップや知識の向上を図り、継続的な活動を促進するための研修を実施するなど人材育成を図ります。

さらに、継続して緑の保全・創出・活用等の活動に取り組んでいる団体・企業等を顕彰し、長期的な活動を促進します。

(2)多様な主体と連携した「ふるさとの緑の景観地」等の保全・活用（再掲）

県と市町村が緑地の機能評価を踏まえ価値を共有した上で、複数の市町村にまたがる広域的に重要な緑地については、隣接市町村の連携によって一体的な保全・活用が図られるよう、県から積極的に働きかけます。

地域における緑の価値を高めるには、その緑地が適切に保全され、活用されていることが肝要です。そこで、土地所有者・市町村・市民団体が連携・協働して緑地を保全・活用する「市民管理協定制度」などの取組を積極的に進めます。また、市町村や団体・企業と連携し、「ふるさとの緑の景観地」をはじめとする緑地の保全・活用を促す新たな仕組みの構築を図ります。

森林資源を適切に保全・活用するため、市町村による森林環境譲与税を活用した森林の整備を促進します。

(3)さいたま緑のトラスト運動の推進（再掲）

優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として未永く保存していくため、さいたま緑のトラスト運動を展開します。

運動を推進するため、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会と連携し、トラスト保全地の適切な保全管理を図り、保全管理の担い手であるボランティアスタッフの確保・育成を進めます。

また、トラスト保全地を積極的に活用するため、協会のボランティアスタッフと協力し、自然観察会や探鳥会、クラフト工作等のイベントを開催するとともに、企業・学校等に保全体験活動の場として提供します。

(4)自然ふれあい施設の活用

近年、雑木林、原野、池沼などの身近な自然に触れる機会が減少してきていることから、自然とふれあいたい、自然を知りたいというニーズが高まっています。

本県には、自然に対する理解を深め、自然保護の普及啓発を図るための自然ふれあい施設として、「埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園」、「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」及び「さいたま緑の森博物館」があります。

各施設で、それぞれの特徴を生かした自然観察会や体験教室などの自然に関するイベントを実施し

ます。

また、「さいたま緑の森博物館」では、ボランティア団体と連携した平地林の保全・活用にも取り組みます。

(5) 緑に関する情報発信

できるだけ多くの県民が埼玉県の緑の素晴らしさや緑を守り育てることの楽しさを認識し、緑への関心を持ち続けられるよう、「埼玉みどりのポータルサイト」や各種SNSを幅広く活用し、緑に関する様々な情報を発信していきます。

また、『『みどりと生き物』に関する学習コンテンツ』の活用など、次世代を担う子供たちに緑や生き物に関する学習機会を提供し、緑の効用・重要性や生物多様性の保全について理解を深めることで環境意識の醸成を図り、将来的な担い手の確保につなげます。

緑の現在地と、2030年、その先への眼差し③

これまで、緑についての県民の関心を高め、理解を深める取組や、県民・団体・企業等の自主的な活動への支援を進めてきました。しかし、現在、団体構成員の高齢化等に伴う担い手の不足が課題となっているほか、県民意識調査では「埼玉らしい緑」について「特にない」「わからない」という回答が3割を占めています。

また、近年、その役割が一層高まっている緑の機能は、一つの敷地や個々の取組にとどまらず、多様な主体の連携により、より効果的に発揮されます。今後、2030年に向けて、緑についての県民の関心がさらに高まり、新たな緑の担い手が増え、県全体・幅広い世代で活発に活動が行われるようにするためには、様々な情報の発信、優れた取組の共有、県民・団体・企業等の様々な主体の連携を進めていくことが重要となります。

そのための基盤として、新たな担い手となる人材を掘り起こし、市町村の枠を超えた多様な主体による連携を目指していきます。